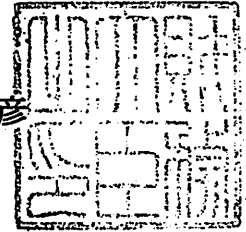


財 理 第 5345 号
平成 22 年 12 月 17 日

春日井市長 殿

財 務 大 臣 野 田 佳 彦



行政の簡素化等に関する計画について（通知）

地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）附則第 7 条第 1 項に基づき提出された平成 22 年 9 月 9 日付 22 春財第 377 号、平成 22 年 9 月 10 日付 22 春企経下第 189 号の行政の簡素化等に関する計画については、当該計画の内容が行財政改革に相当程度資するものであり、かつ、当該計画の円滑な実施のため地方債の金利に係る負担の軽減が必要であると認められるので、同条第 2 項の規定に基づき、通知する。

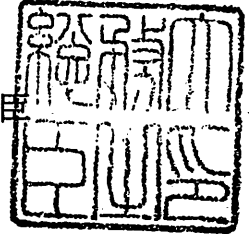
なお、繰上償還の総額が、旧資金運用部資金にあつては 6,200 億円程度、旧簡易生命保険資金にあつては 2,000 億円程度、旧公営企業金融公庫資金にあつては 3,200 億円程度を超える場合、又は提出された行政の簡素化等に関する計画の実施状況を確認した上で、その状況が不当に実施されていないと認められる場合は、繰上償還額を調整して減額又は繰上償還を中止、延期等することがあることを念のため申し添える。



総財地第206号
総財公第95号
平成22年12月17日

春日井市長 殿

総務大臣



公的資金補償金免除繰上償還の承認について（通知）

地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）附則第7条第1項及び平成22年度公的資金補償金免除繰上償還実施要綱（平成22年7月30日付け総務副大臣通知。以下「実施要綱」という。）に基づき提出された行政の簡素化等に関する計画の内容が貴地方公共団体の行財政改革に相当程度資するものであり、かつ、当該計画の円滑な実施のため地方債の金利に係る負担の軽減が必要であると認めましたので、同条第2項に基づきこれを通知します。

なお、実施要綱の5の(1)及び(2)に基づき、繰上償還額を調整して減額又は繰上償還を中止、延期等することがあることを念のため申し添えます。